



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

上場会社名 株式会社 筑波銀行  
代表者名 取締役頭取 藤川 雅海  
(コード番号 8338 東証第 1 部)  
問合せ先 執行役員総合企画部長 根本 和浩  
(TEL. 029-859-8111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催の第 91 期定時株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

(1) 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、適切な人材を広く招聘できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、定款第 32 条（取締役との責任限定契約）及び定款第 42 条（監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 32 条を新設する議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2) 上記変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日（木）

以 上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 広報室 岡野  
TEL : 029-859-8111  
(内線) 3730

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第21条～第31条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u> <u>第32条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第32条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第33条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u> <u>第42条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第41条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第43条～第49条 (現行どおり)</p>